

特定事業主行動計画の実施状況の公表について

女性活躍推進法第 15 条第 6 項に基づく特定事業主行動計画の実施状況を以下のとおり公表します。

1 目標

時間外勤務の月平均時間数を、正規職員は 15 時間以下、臨時職員及びアルバイト職員は 3.5 時間以下とする。

2 取組状況

- ① 業務整理や見直しを行い、係間での業務の割り振りや調整を行う。
- ② 長時間労働が多い職員については、幹部職員による指導助言を行う。
- ③ 定期的にノー残業デーを設定し、長時間労働の削減に努める。
- ④ 時間外の必要性を見直し、日々チェックを行う。

3 目標に対する実績値（時間外時間数）

① 目標設定時の実績値

	医師	医療 技術職	看護職	事務職	技能 労務職	平均
正規職員	44.13	24.08	7.56	26.33	—	15.29

② 平成 28 年度の実績値

	医師	医療 技術職	看護職	事務職	技能 労務職	平均
正規職員	41.72	25.11	8.27	22.79	—	14.76
臨時職員 アルバイト職員	0.13	3.86	3.10	3.22	2.14	2.94

→ 平成 28 年度については、目標値に達している。引き続き、長時間労働の削減に努める。